

利用者負担額（保育料）

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されており、3歳児～5歳児の利用者負担額は無償となっています。（ただし、給食費等は別途発生します。）

● 積丹町利用者負担額表（3歳未満児）

【びくに保育所】			
階層区分	定義	利用者負担額（月額）	
		子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護、ひとり親、障害児（者）等世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯		
第3階層	市町村民税所得割合算額48,600円未満	17,600円	17,300円
第4階層	市町村民税所得割合算額97,000円未満	24,000円	23,590円
第5階層	市町村民税所得割合算額169,000円未満	31,200円	30,660円
第6階層	市町村民税所得割合算額301,000円未満	42,700円	41,970円
第7階層	市町村民税所得割合算額301,000円以上	56,000円	55,040円

※ 積丹町では、第5階層以下世帯の、第2子以降の児童は利用者負担額が無料となる、多子世帯減免事業を行っています。

【みなと保育所】		
階層区分		利用者負担額（月額）
第1階層	生活保護、ひとり親、障害児（者）等世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	
第3階層	市町村民税課税世帯	4,500円

3歳児以上の給食費（月額）について・・・

- びくに保育所 ～ 4,500円（副食及びおやつ代）
- みなと保育所 ～ 600円（おやつ代）

